

質問第四七号

社会保険庁の平成二十年度予算案に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年二月二十一日

参議院議長 江田 五月 殿

蓮

舩

社会保険庁の平成二十年度予算案に関する質問主意書

社会保険庁は平成二十年度予算案の中で、年金相談等という区分で二百六十六億円を計上している。この財源は年金保険料であるが、過去の経緯を鑑み、流用や無駄遣いされることがないように精査する必要がある。

そこで、以下の通り質問する。

一 社会保険庁の平成二十年度予算案に計上されている年金相談等二百六十六億円の積算内訳を明らかにされたい。その際、概略ではなく、毎年作成している各目明細書の積算内訳同様、具体的に明らかにされたい。さらに年金相談等の「等」とは何かを示し、その積算内訳を具体的に示されたい。明らかにできない場合は、その法的根拠とともに理由を示されたい。

二 一の予算案に関して、概算要求の時点から金額が減少した内訳部分とその減少額を明らかにされたい。同時に減少した理由も明らかにされたい。

三 政府は今回計上した二百六十六億円は妥当だと判断しているか、判断しているのであればその根拠を明らかにされたい。

右質問する。

